

岐阜県公報

第二千四百三十八号
平成二十五年四月十九日

(金曜日)

目次

告示

保安林に指定する予定である旨の通知
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知

(治山課)二七七
(同)二七九

公示

もとす広域連合の処理する事務及び規約の変更許可
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件
国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証
開発行為の工事の完了
落札者等に関する公示
同

(市町村課)二八〇
(商業流通課)二八〇
(都市政策課)二八〇
(建築指導課)二八〇
(出納管理課)二八二
(会計課)二八三

告示

岐阜県告示第二百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年四月十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市莊川町一色字保木高一〇五八の二、一〇六〇

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年四月十九日

岐阜県告示第二百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年四月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市久々野町久須母字大湯袋二二七六の二

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年四月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市国府町桐谷字宮脇二二八一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年四月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市国府町桐谷字袖ヶ洞二二八七の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年四月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市神岡町打保字打保谷五六五の二二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種を定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年四月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

大野郡白川村大字鳩谷字干山七八二の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年四月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大野郡白川村大字荻町字下目洞二二八四の一、二二八四の二、二二八四の六四から二二八四の六六まで、二二八四の六九、二二八四の九二、二二八四の九六、二二八四の一七、二二八四の二三、二二八四の五二、字アシ谷二二五五の一、二二五五の八七、二二五五の八八、二二五五の一〇四、字次ヶ洞一七五七の一、一七五七の二、一七五七の二八

二 保安林として指定された目的

三 土砂の流出の防備
変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

もとす広域連合の処理する事務及び規約の変更許可

もとす広域連合長から申請のあったもとす広域連合の処理する事務及び規約の変更については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定により平成二十五年三月二十五日付けで許可したので、同条第五項の規定によりその旨を公表する。

平成二十五年四月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十五年四月十九日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課

において縦覧に供する。

平成二十五年四月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 建物の名称及び所在地
大垣ステーションビルアピオ
大垣市高屋町一丁目一三〇 二外
- 二 意見の概要
意見なし（届出事項 変更）

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年四月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調査を行った者の名称
中津川市
- 二 調査を行った地域
岐阜県中津川市蛭川の一部（町切）
- 三 調査を行った期間
平成十六年度から平成二十四年度
- 四 地図及び簿冊の名称
岐阜県中津川市（蛭川の一部）の地籍図
岐阜県中津川市（蛭川の一部）の地籍簿
- 五 認証年月日
平成二十五年四月十九日

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）

第二十六条第三項の規定により公示する。

平成二十五年四月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

<p>開発許可(変更許可)番号及び年月日</p>	<p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称</p>	<p>公共施設の種別</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p>
<p>岐阜県指令岐建築第二六号の一七 平成二四・一一・二七</p>	<p>羽島市竹鼻町字宮町七五三番</p>	<p>道路</p>	<p>開発登録簿による</p>	<p>安八郡輪之内町大藪一三五番地 東洋産業株式会社 代表取締役 安 田 和 雄</p>
<p>同岐建築第二七号の一五 同二四・一一・二二</p>	<p>瑞穂市本田字丸竹二〇五四番一及び二〇五五番一</p>	<p>道路、水路</p>	<p>同</p>	<p>瑞穂市森六五九番地の二 株式会社 ハヤシハウジング 代表取締役 林 仁 美</p>
<p>同岐建築第二七号の一七 同二五・一一・四</p>	<p>同 市同 字仲西九〇四番一及び九〇五番一</p>	<p>道路</p>	<p>同</p>	<p>羽島郡岐南町上印食八丁目八二番地 大丸開発株式会社 代表取締役 白 井 泉</p>
<p>同岐建築第二八号の三 同二四・一五・九 同岐建築第三二号の 一・二 同二四・一〇・四</p>	<p>羽島郡岐南町野中二丁目三三番の一部 (第二丁区)</p>	<p>水路</p>	<p>同</p>	<p>羽島郡岐南町平島六丁目二四番地 岩 塚 正 彦</p>
<p>同岐建築第二八号の一〇 同二四・一一・一五</p>	<p>同 郡同 町平島五丁目一〇番一</p>	<p>道路</p>	<p>同</p>	<p>羽島郡岐南町平成六丁目三三番地の一 株式会社 クラフトコーポレーション 代表取締役 河 田 俊 彦</p>
<p>同岐建築第二八号の一 同二四・一一・一五</p>	<p>同 郡笠松町長池字宮代三三番一及び三四番一</p>	<p>道路</p>	<p>同</p>	<p>岐阜市長住町五丁目八番地 國六株式会社 代表取締役 國 井 重 宏</p>
<p>同西建築第八一号の七 同二四・一〇・二三 同西建築第八四号の 九 同二五・三・二三</p>	<p>安八郡安八町牧字一番割一五五番一、一五六番一、一五七番一及び一五八番一</p>	<p>道路、公園 消防の用に 供する貯水 施設</p>	<p>同</p>	<p>愛知県豊橋市神ノ輪町二〇番地の二 株式会社光克 代表取締役 洪 本 正 克</p>

<p>同中建築第五五号の七 同二四・一一・四 同中建築第五八号の 八 同二五・三・一五</p>	<p>関市小屋名字薄原一四三番、一四三 三番及び一四三四番</p>	<p>道路</p>	<p>同</p>	<p>羽島郡岐南町三宅四丁目八一番地 ネットトヨタ岐阜株式会社 代表取締役 林 澄 夫</p>
<p>同中建築第五一号の四 同二二・一一・二四 同中建築第五四の一 一 同二二・一一・二七 同中建築第五八号の 三 同二五・一・七</p>	<p>美濃加茂市蜂屋町中蜂屋字山王前五 四番一 外八一筆</p>	<p>道路</p>	<p>同</p>	<p>美濃加茂市蜂屋町中蜂屋字山崎三三三番地 株式会社ヤマザキマザック美濃加茂製作所 代表取締役 山 崎 智 久</p>
<p>同中建築第五五号の三 同二四・七・九 同中建築第五八号の 四 同二四・一〇・一</p>	<p>加茂郡坂祝町取組字池田三九八番外一 三筆及び坂祝町所管法定外公共物(水 路)</p>	<p>道路、公園 下水道</p>	<p>同</p>	<p>加茂郡坂祝町酒倉二〇〇八番地 有限会社 晃誠 取締役 栗 山 貴 稔</p>
<p>同飛建築第四三三号 同二二・一一・一一 同飛建築第二四号の 四 同二四・三・三三</p>	<p>飛騨市古川町杉崎字長瀬五五三番一 外一一筆</p>	<p>道路</p>	<p>同</p>	<p>飛騨市古川町本町二二二 飛騨市長 井 上 久 則</p>

落札者並びに開札の公示

岐阜県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十五年四月十九日

岐阜県知事 古 田 謙

- 1 調達物品等の名称及び数量 用紙類の購入（単価契約）
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

- 3 入札公告を行った日 平成25年2月8日
- 4 落札者を決定した日 平成25年3月22日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市豊雀町2丁目10番地
株式会社三井屋和洋紙店
代表取締役 藤田 順一
- 6 落札金額 22,472,965円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県出納事務局出納管理課
(2) 所在地 岐阜市藪田南2丁目1番1号

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十五年四月十九日

岐阜県庁 中 田 謙

1 調達物品等の名称及び予定数量 岐阜県警察総合通信指令システム保守管理委託
一式

2 契約の相手方を決定した手続 随意契約

3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政
令（平成 7 年政令第372号）第10条第 1 項第 2 号該当

4 契約の相手方を決定した日 平成25年 3 月 6 日

5 契約の相手方の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区栄 3 丁目17番12号
株式会社日立製作所中部支社
支社長 湯原 政文

6 契約金額 45,969,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課

(2) 所 在 地 岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号

平成二十五年四月十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社